

老中水野忠邦、下野きたに来る

天保一三年正月「当寅御用留覚帳」

(本館寄贈 坂本治家文書五四八)

覚

【釈文】

以廻文得御意候、然者今般御老中
 水野越前守様被為遊御通行候二付、
 村々人馬詰合之砌り才料并人足等
 迄御趣意之趣ハ不及申二、衣類帶
 其外花美之品決而不用相当り之
 衣類着用二而詰合可被成候、喧嘩
 口論都而相騒敷義無之候様相心得、
 御繼立之砌り高聲二而荷物取合等
 致候義ハ以之外不宣候間、才料附
 添罷在差凶ヲ受、不調法之儀出来
 不申候様御繼立大切ニ可被成候、
 右之段御普請役石川定之丞様方嚴
 重御内意助郷村江も不洩様可相達
 被仰聞、詳二八州御取締様方も別
 段御沙汰も有之候間、才料出会迄
 も右之御達し言争不仕様具二御申
 聞御遣し



【大意】

廻文（回覧用の文書）によつて同意を得たいと思ひます。この度、水野越前守様（水野忠邦）がお通りになるので、村々の人や馬が宿に詰めるにあつて、才料（宰領・監督者）や人足に対しては言うに及ばないが、衣類、帯などに華美なものに決して着用せず、相応の衣類を着用して詰めるようにしてください。喧嘩や口論といった騒ぎもないよう心得、荷物を継ぎ送りする際に大きな声を出して荷物を取り合ふことがないように、才料の指示を受けて不調法のないように丁寧に行つてください。

このことは、御普請役石川定之丞様から嚴重に内意を受けて助郷村にももれなく伝達するよう命じられ、八州御取締様（関東取締出役）からも御沙汰があつたので、才料他、関係者がこのことについて言い争いなどしないようによく言い聞かせてください。

【史料の説明】

本史料は、河内郡幕田村名主が記した御用留です。この御用留には領主である宇都宮藩から出された廻状等が書き留められており、領主から出された指示等を確認することができます。

本史料は、天保一三年（一八四二）に記された御用留ですが、老中水野忠邦が下野国に来ることが記されています。忠邦が下野国に来た理由は、翌天保一四年に予定された將軍の日光社参の準備のためです。將軍の日光社参は六七年ぶりのことでした。天保の改革で質素儉約を打ち出している幕府が膨大な費用がかかる社参を行う目的は、幕府の権力の回復をねらうためであつたと考えられています。

この廻状では、忠邦が下野国を通行する際の注意事項が記されていますが、華美な衣類等の禁止、喧嘩等の禁止が記されています。天保の改革では、奢侈の禁止が出さ

れています。この廻状からも改革の一端をうかがうことができず。また、華美な衣類等を禁止する背景には、当時の人々がそのような衣類等を用いていたことがわかります。

本史料は天保の改革の中心であった水野忠邦の名が記されており、授業では生徒の興味・関心を高める教材として使用することができません。また、水野忠邦が下野国にきたことを導入として、改革の内容を学ぶ題材としての使用も可能です。

この史料を使用した授業の展開例については、栃木県立文書館発行『学校教材史料集』第九号に掲載されています。

なお、史料の転載等をご希望の方は、文書館まで直接お問い合わせください。